

教育委員会会議提出議案

第 1 号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 1 5 日
教 育 長

(理由)

養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るため、所要の規定の整備を行うもの。

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則（案）

1 概要

令和5年1月に、文部科学省の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する議論の取りまとめが公表され、同7月に、文部科学省から、これらの職の標準的な職務の内容等が示された。

今回の改正は、これを踏まえ、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るため、福岡県立学校管理規則（昭和32年福岡県教育委員会規則第13号）について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関し、教育長が必要な事項を別に定めることができるよう規定を整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

福岡県立学校管理規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中「講師をいう。」の下に「、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭」を、「その他教諭等」の下に「、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県立学校管理規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号)新旧対照表

改正案	現行
第十条の四 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関して、教育長は必要な事項を別に定めるものとする。	第十条の四 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関して、教育長は必要な事項を別に定めるものとする。

福岡県立学校管理規則（改正）第10条の4に基づき教育長が定める教諭等、
養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の「標準的な職務内容」の例

1 教諭等

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む。） 幼児の評価並びに児童生徒の学習評価及び成績処理
	生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 幼児児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
	特別な支援を要する幼児児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
	学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
	研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
	保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
	その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

2 養護教諭及び養護助教諭

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として保健管理に関する こと	健康診断、救急処置、 感染症の予防及び環 境衛生等に関するこ と	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による幼児児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・ 評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の 管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指 導に関すること	心身の健康課題に関する幼児児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
	保健室経営に関する こと	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環 境整備
	保健組織活動に関す ること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
主として保健教育に関する こと	各教科等における指 導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、教 材作成等）

3 栄養教諭

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として食育 に関すること	各教科等における指 導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における幼児児童生徒への給食指導及び食に関する 指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティ ーム・ティーチング、教材作成等）
	食に関する健康課題 の相談指導に関する こと	食に関する健康課題を有する幼児児童生徒への個別的な相談指 導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
主として学校給食の管理に 関すること	栄養管理に関するこ と	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況 の把握）
	衛生管理に関するこ と	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設 備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学 級担任等や学校給食調理員への指導・助言）